

農業委員会定例会 7月

1. 開催日時 令和元年7月19日 午後2時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 6番委員、10番委員、12番委員

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）について

議案第5号 農業経営改善計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局	まだ来られていない方もいらっしゃいますが、お時間がきましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。本日は3条が3件、5条が1件、利用権が10件、利用配分計画が3件、農業経営改善計画の審査が1件です。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	本日の議事録署名人ですが、7番委員、8番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、土庄町在住の[REDACTED]さん所有の 中山字[REDACTED]番 畦 428 m ² と 中山字[REDACTED]番 畦 980 m ² と 中山字[REDACTED]番 畦 114 m ² と 中山字[REDACTED]番 畦 115 m ² と 中山字[REDACTED]番 畦 343 m ² と 中山字[REDACTED]番 畦 680 m ² と 中山字[REDACTED]番 畦 247 m ² の計7筆2,907 m ² について 土庄町[REDACTED]番地[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では野菜、果樹を栽培する計画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	[REDACTED]さんは皆さんもご承知のとおり[REDACTED]です。何年か前にいとこの[REDACTED]さんから移ったものです。現在、[REDACTED]さんは農業が出来る状態ではないため、現在の所有者となっています。しばらくは[REDACTED]という看板を立てて作物を作っていたようだが、今では作っていない状態です。引き受けた人（[REDACTED]氏）はどのような方が知りませんが、今まで農業系の仕事をしていると聞きましたが何をしている方ですか。
事務局	[REDACTED]の職員と伺っております。現在56歳で、退職後、本格的に農業

を始めるようです。

議長 ■■さんから連絡があり、当初は（■■氏の）息子にと思っていましたが、東京在住のため無理と判断し、■■さんに依頼したと聞きました。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番と議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、関連がありますので順番が前後しますが、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の2番は、神奈川県在住の■■さん所有の
草壁本町 字 ■■番 ■ 畑 100 m² について
議案第3号の4番は、木庄在住の■■さん所有の
木庄 字 ■■番 ■ 田 571 m² について
草壁本町 ■番地 ■ の■■さんが、議案第1号の2番については譲り受け、議案第3号の4番については新たに借り受けるものです。議案第1号の2番の申請地では野菜を栽培する計画となっています。■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所有権移転と貸借で計671 m²となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議案第3号の4番の申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 議案第1号の2番については、現在でも野菜が作られています。所有者から借り受けた方が家庭菜園のような形で作っています。経緯としては、借り受けた方が高齢となり、代わりに作ってほしいということだそうで

す。今回譲り受ける■さんについては、定年前だが別の土地で耕作しており、その延長で借り受けるつもりだったが、譲り受けることになったようです。定年後の就農を目指しての申請です。特に問題はないと思われます。ただし、今回は■さんをよく知っていたため状況がすぐ分かりましたが、知らなかつた場合、状況の把握がしかねる場合もあるので、農業委員への情報提供、事務手続き等について代書屋への指導をお願いしたいです。

9番委員 木庄の件については本日からの利用権設定となっていますが、何時からになるのですか。

事務局 利用権は公告してから効力が発効されるため、議案第3号の4番の始期を翌日の「令和元年7月20日」に変更いたします。

9番委員 ■さんの田へ水稻を植え付けたのは■さんです。これからは■さんが管理や収穫も行うこととなると考えていいですか。そうでなければ話がおかしくなりますが。

職務代理 各案件について、事務局もチェックをきちんと行ってもらいたいです。

事務局 善処いたします。

議長 この件について他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 各地区的農業委員へ情報提供を行うことを代書屋へ十分伝えてください。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。ただし、7月20日からの利用権開始ということに変更いたします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、大阪府在住の■さん所有の
堀越字■番畠 206m²と

堀越 字 [REDACTED] 番 畑 147 m² の計2筆 353 m²について
堀越 [REDACTED] 番地の [REDACTED] さんが譲り受け、申請地では野菜を栽培する
計画となっています。[REDACTED] さんの現在の経営規模は 3,798.15 m²で、5ア
ールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には
該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員は私ですが、[REDACTED] さんにお会いして話を伺いました。以前から
耕作してくれないかと話がありましたが、今回、買ってくれないかと打
診がありました。自宅の隣の土地であるため、購入することにしたそ
うです。[REDACTED] さんは高齢ですが、現在耕作している畠の管理が行き届いて
いるため、問題ないと思われます。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事
務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、土庄町在住の [REDACTED] さん所有の
神懸通 字 [REDACTED] 番 田 213 m² について
息子夫婦である神懸通 [REDACTED] 番地 [REDACTED] さん、[REDACTED] さんが、
住宅を建築するための転用申請となっています。
転用に係る造成については、既設のコンクリート擁壁を利用し、花崗土
で約0.05メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水について
はため枠を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側
県道側溝に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特
に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無い
と思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 この土地は、[REDACTED] さんが息子夫婦の自宅建築のために前もって購入

していたものです。既に擁壁及び地上げは済んでいます。排水等も聞き取りしましたが、特段問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番から3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、蒲生在住の [REDACTED]さん所有の
蒲生 字 [REDACTED]番 畑 1,054 m² について
2番は、蒲生在住の [REDACTED]さん所有の
蒲生 字 [REDACTED]番 畑 632 m² について
3番は、蒲生在住の [REDACTED]さん所有の
蒲生 字 [REDACTED]番 畑 501 m² について
蒲生 [REDACTED]番地の [REDACTED]さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。
この件につきましても利用権の始期が7月19日となっていますので、「令和元年7月20日」に訂正をお願いします。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 まず、1番についてですが、今年耕作し始めました。荒廃地だったところの継ぎの土地になります。2番、3番については、西蒲生の土地です。
[REDACTED]氏はどんな人物か知りませんが、一生懸命しているので問題ないと思われます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番、6番と議案第4号（農用地利用配分計画）の1番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	ご説明の前に議案の訂正をお願いします。第3号の6番 渡人 「[REDACTED] [REDACTED]」となってますが、「[REDACTED]」となります。併せて図面公図も 氏名訂正をお願いします。 まず、議案第3号の5番は、池田在住の[REDACTED]さん所有の 池田 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 畦 2,417 m ² のうち 503 m ² について 6番は、茨城県在住の[REDACTED]さん所有の 蒲生 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 畦 540 m ² と 蒲生 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 畦 469 m ² の計2筆1,009 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の 借入希望者に貸し付けるものとなっています。 次に、議案第4号の1番は、先ほど(公財)香川県農地機構が借り受けた農地計3筆1,512 m ² について、池田 [REDACTED]番地 [REDACTED]の[REDACTED]に貸 し付ける計画となっています。 申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっ ています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満た しているものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	池田の土地は、現地確認もしましたが特に問題はありません。ただ、車 が入れるような道が無いと思います。
事務局	賃借する際、隣地を通路として使用できるとの文言を付しています。
1番委員	了解しました。

職務代理	蒲生のほうは特段問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番から9番と議案第4号（農用地利用配分計画）の2番について、向井委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。
【5番委員退席】	
それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。	
事務局	まず、議案第3号の7番は、吉野在住の[REDACTED]さん所有の 吉野 字 [REDACTED] 番 田 405 m ² について 8番は、吉野在住の[REDACTED]さん所有の 吉野 字 [REDACTED] 番 田 387 m ² と 吉野 字 [REDACTED] 番 田 529 m ² の計2筆 916 m ² について 9番は、吉野在住の[REDACTED]さん所有の 吉野 字 [REDACTED] 番 田 375 m ² と 吉野 字 [REDACTED] 番 田 690 m ² の計2筆 1,065 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。 次に、議案第4号の2番は、先ほど(公財)香川県農地機構が借り受けた農地計5筆 2,386 m ² について、蒲野[REDACTED]番地[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける計画となっています。 申請地ではそ菜を栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長	地元委員は5番委員なので、この件について意見はありますか。荒れている土地なのに、賃料が高すぎないですか。	
事務局	この土地については、おっしゃるとおり耕作しておりません。■さん、■さんから■さんへぜひ耕作して欲しいとの打診があり、この度(公財)香川県農地機構を通して貸借させていただくこととなりました。その際、■さんからも打診があったため、併せて話を進めた次第であります。借地料についても、既に■さんと話が出来ていたようです。	
委員一同	意見ありません。	
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。	
【5番委員着席】		
5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の10番と議案第4号(農用地利用配分計画)の3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。		
事務局	まず、議案第3号の10番は、苗羽在住の■さん所有の 苗羽字■番地■ 畦 412 m ² と 苗羽字■番地■ 畦 781 m ² のうち 501 m ² の計2筆 913 m ² について(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。 次に、議案第4号の3番は、先ほど(公財)香川県農地機構が借り受けた農地について、土庄町■番地■の■さんに貸し付ける計画となっています。 申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。	

議長	地元委員は私ですが、[REDACTED]から上に上がっていく道沿いにあります。[REDACTED]さんは以前にも苗羽向条で土地の貸借があり、近所になります。現地も確認しました。草刈りも済ませ、いつでもオリーブが植えられる状態になっています。耕作面積も3町を超えてきているが、しっかり管理してもらえるものと思っています。 この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号は、[REDACTED]の農業経営改善計画の認定申請となっています。[REDACTED]は初めての更新となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。 それでは、計画について説明します。[REDACTED]は、土庄町と本町でオリーブを栽培しています。経営改善の方向の概要としては、農園の管理体制の強化と耕作放棄地を活用した植樹により、地域の美化と活性化、雇用の創出、収穫量の増大を図るとともに、作業場と倉庫の拡張、機械装置の導入により、新商品開発にも積極的に取り組むとのことです。目標所得は[REDACTED]万円、目標労働時間は[REDACTED]時間となっています。参考として、会社全体の目標売上高は[REDACTED]、目標利益は[REDACTED]万円となっています。現在土庄町において[REDACTED]aで[REDACTED]t、小豆島町において[REDACTED]aで[REDACTED]t生産していますが、5年後の計画で、両町とも[REDACTED]aで[REDACTED]t生産する計画となっています。生産方式の合理化については、圃場を集約して規模を拡大するほか、鳥獣害防護柵等を整備し、作業効率を高めて生産性の向上を図ることです。経営管理の合理化については、農業制度資金や各種補助事業等を積極的に活用したいとのことです。農業従事の態様等の改善については、有給休暇の取得を促進したうえで、繁忙期は季節労働者を確保することです。また、植樹による地域の景観の美化、経営規模の拡大による雇用の創出を図り、採油カスの飼料化により小豆島オリーブ牛の生産安定に貢献することで、オリーブによる

島の活性化を目指したいとのことです。
以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 この件について意見はありますか。

職務代理 [REDACTED] は完全な法人ですが、このような認定が必要ですか。

議長 補助金等の交付を受けるための認定申請と思われます。5年前に初めて申請し、認定されており、今回は再認定申請です。担い手部会からも書面議決の依頼が回ってきました。従業員からも聞き取りを行いました。農地所有適格法人ではなく認定農業者ということであるので、特に問題ないと思われます。

ほかにご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりました。

事務局 先日、神奈川県の山北町農業委員会が視察研修に来町し、小豆農業改良普及センター訪問やほ場見学等されるなか、本町のオリーブ課はじめ本町農業委員会にも農地等の利用の最適化の推進に係る活動について話を聞きに訪れ、会長に依頼し対応していただいたことをご報告します。

議長 先方には女性農業委員もあり、オリーブ栽培にも興味を示されました。
それでは、職務代理人閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉会 午後3時18分

議長 会長

議事録署名人 7番

議事録署名人 8番